

子どもが生まれたら



子どもが生まれたら

出産育児一時金

☎ 福祉課 国保・年金・給付係 ☎49-0291

☎ 地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

国民健康保険に加入している方が出産したときに支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。原則として、国民健康保険から医療機関などに直接支払われます(直接支払制度)。

●支給額 子ども1人につき50万円

※産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産(死産を含む)した場合は48万8,000円

●持ちもの

資格確認書または資格情報のお知らせ、世帯主名義の通帳、産科医療補償制度加入機関の証明がある領収書(死産・流産の場合は、死産証明書が必要です)、母子健康手帳、本人確認書類(マイナンバーカード等)

※直接支払制度を利用しない場合や、出産費用が出産育児一時金支給額に満たない場合は、申請がないと差額分をお振込みすることができません。

※国保以外に加入している場合は、勤務先など加入している健康保険にご確認下さい。

ベビーシートの無料貸付事業

☎ 生活環境課 環境・生活安全係 ☎49-0289

☎ 地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

1歳未満の乳児と同居、又は同居予定の保護者(親族の帰省等の事情により、対象乳児を一時的に保護する者を含む。)で町内に住所を有する方に、出産予定日の1か月前から対象乳児の満1歳の誕生月の翌月の範囲内でお使いいただける乳児用ベビーシートを無料でお貸しします。

●持ちもの

申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)、乳児の住所・氏名・生年月日又は出産予定日が確認できる書類(母子手帳、健康保険証等)

— 告 告 —

大切なあなたへ 大切ななまえを…

一生ものの印鑑をお子様へ贈る

認印

銀行印

実印

〈象牙・オランダ水牛・黒水牛〉

※出来合印、おしゃれハンコは割引対象外です

ご注文の際に
こちらのガイドブックと
母子手帳をご持参で
御誕生割引致します。
※御誕生後6ヶ月以内

無償で
5年間の
保証付



(有)田畑印章房

日高郡新ひだか町静内吉野町1-1-12(ピュア向かい)
TEL・0146-42-0163 E-mail・intabata@nifty.com

出生届

生活環境課 住民係 ☎49-0290

地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

生まれた日から14日以内に届けてください。

出生届は、お子さんの本籍地、届出人の所在地、出生地などでも届出できます。

- 持ちもの 出生届(病院などの証明があるもの)、母子手帳

出生後の手続き

後日、保健師が訪問します(P19)。お子さんの様子を見ながら、予防接種(P20)、乳幼児健診(P19)などの説明をします。

健康保険の加入

国民健康保険の場合
国民健康保険加入の手続き

社会保険の場合
健康保険の加入手続きは職場にお問い合わせください。

子ども医療受給者証の申請(P19)

お子さんの保険証を受け取ってから

児童手当の申請(P18)

子どもが生まれたら

児童手当

福祉課 国保・年金・給付係 ☎49-0291

地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

出生後15日以内に申請が必要です！

高校修了前の子ども(18歳到達後最初の3月31日までの間にある子ども)を養育している方に支給します。

国民年金・厚生年金加入者は役場で手続きできます。(公務員は勤務先でご確認ください)

● 支給月額

3歳未満 一律15,000円

3歳以上～高校生 10,000円(第3子以降30,000円)

● 持ちもの

保護者の保険証(資格確認書または資格情報のお知らせ)、預金通帳、保護者のマイナンバーカード等

産婦健康診査費助成

健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

- 対象 新ひだか町に住民票があり、産婦健康診査を受けた方
- 内容 産婦健康診査の費用を1回あたり5,000円を上限に2回分までを助成します。

- 助成方法 道内医療機関で産婦健康診査を受ける方は、交付された「産婦健康診査受診票」を医療機関に提出してください。
※道外医療機関で受ける方はご相談ください。

広告



私たちは地域と共に歩み、
これからも現場を支える企業を目指します。

ホームページはこちらから▶

不動木材店 FUDOMOKUZAITEN 〒056-0003 新ひだか町静内旭町1丁目1番15号 TEL.0146-42-1139

新生児聴覚検査費助成 ☎健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

- **対象** 新ひだか町に住民票があり、新生児聴覚検査(自動聴性脳幹反応検査【自動ABR】または耳音響放射検査【OAE】)を受けた赤ちゃんの保護者
- **内容** 初回検査及び確認検査の費用を合わせて5,000円を上限に助成します。
- **助成方法** 道内医療機関で検査を受ける方は、交付された「新ひだか町新生児聴覚検査受診票」を医療機関に提出してください。
※道外医療機関で検査を受ける方はご相談ください。

1か月児健診費助成 ☎健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

- **対象** 新ひだか町に住民票があり、1か月児健康診査を受けた赤ちゃんの保護者
- **内容** 1か月児健康診査の費用を1回あたり4,000円を上限に、赤ちゃん1人につき1回分までを助成します。
- **助成方法** 道内医療機関で1か月児健康診査を受ける方は、交付された「1か月児健康診査受診票」を医療機関に提出してください。
※道外医療機関で受ける方はご相談ください。

子ども医療費助成 ☎福祉課 国保・年金・給付係 ☎49-0291
☎地域振興課 住民窓口係 ☎33-2112

(お子さんの健康保険が出来てから)申請が必要です！
中学生までのお子さんが保険医療機関等で診療を受けた場合、保険診療による自己負担額の全額を助成する制度です。

- **持ちもの** お子さんの保険証(資格確認書または資格情報のお知らせ)、転入者のみ所得課税証明書も必要です。
- **対象となる子ども** 新ひだか町に住民票がある15歳までのお子さん。
◆15歳まで…満15歳になった日以降最初の3月31日まで。(4月1日生まれは、前日の3月31日まで対象)

産後ケア事業 ☎健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

- **対象** 新ひだか町に住民票があり、産後1年未満の産婦さんとその赤ちゃんで、産後ケアを必要とする方。ただし、医療行為を必要とする場合は除きます。
- **内容** 乳房マッサージや授乳・子育て相談
- **実施機関** 新ひだか町立静内病院、浦河赤十字病院 他
※その他の施設で産後ケアを利用される場合は、必ず事前にご連絡ください。
- **回数・料金** 産婦さんと赤ちゃん1組につき5回まで(多胎の場合は、赤ちゃん1人につき5回まで)助成があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

赤ちゃん訪問 ☎健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

生後2ヶ月以内に保健師がご自宅に伺い、赤ちゃんの発育・発達状況やお母さんの産後の経過、予防接種のスケジュールなどについて一緒に確認します。また、お母さんが安心して子育てができるよう、育児相談もできます。保健師が事前に電話連絡します。

乳幼児健診 [4か月・10か月・1歳6か月・3歳・5歳児] ☎健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

身体計測、内科診察、歯科診察(1歳6か月、3歳児のみ)、保健師・栄養士・歯科衛生士の相談、遊びの相談を行います(内容は対象月齢に応じて若干異なります)。

子どもの健診

健診名	対象
4か月児健診	3か月から4か月児
10か月児健診	9か月から10か月児
1歳6か月児健診	1歳6か月児から1歳8か月児
3歳児健診	3歳から3歳2か月児
5歳児健診	その年度に5歳になるお子さん

※健診対象月齢は変更になる場合があります。

※健診対象の方には対象月になりましたら、個別に通知します。

フッ化物塗布

健康推進課 保健指導係 ☎42-1287

歯の質を強くするため、1歳6か月から6歳6か月児に1人年2回フッ化物塗布を行います。対象月になりましたら、ご案内を郵送します。

また、当日、来所された保護者を対象に血糖・血圧測定、健康相談も実施しています。

健康相談・訪問

健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

子育てに関する悩み・疑問、その他母子保健に関すること等、随時相談できます。訪問もしますので、ご相談ください。

子育てリフレッシュ事業

健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

- 対象 新ひだか町に住み票がある、2歳未満のお子さんがある保護者とそのお子さん
- 内容 お母さんお父さんのリフレッシュのために町内の保育施設での一時預かりが利用できます。
- 実施施設 (1) 静内ベビーホーム (2) 延出保育所 (3) 歌笛保育園 (4) 静内保育所
- 回数・料金 対象者1人につき、4時間×6回分無料。

ごみ袋配布事業

健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

- 内容 保護者の方へ「新ひだか町可燃ごみ用袋(特小)10枚入り」を、お子さん1人につき、5袋配布します。
- 配布場面
 - ・赤ちゃん訪問
 - ・4か月児健診・10か月児健診・1歳6か月児健診

遊び場開放事業「桜まっこひろば」

健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

- 対象 新ひだか町に住む就学前の子どもとその保護者(里帰りのために当町に滞在している親子も利用可能です)
- 内容 おうち以外での遊びの経験や保護者のリフレッシュを目的に、新ひだか町こども家庭センター等を遊び場として開放しています。
詳しくはホームページや新ひだか町LINE公式アカウントにてご確認ください。

定期予防接種

健康推進課 保健指導係 ☎42-1287

種類	対象
ロタウイルス	生後6週から生後24週、または生後6週から生後32週まで
小児用肺炎球菌	2か月から5歳未満
五種混合	2か月から7歳6か月未満
B型肝炎	1歳未満
ヒブ	2か月から5歳未満

種類	対象
BCG	1歳未満
麻疹・風しん混合	(Ⅰ期)1歳から2歳未満 (Ⅱ期)就学前の1年間 ※年長児相当
水痘	1歳から3歳未満
日本脳炎	(Ⅰ期)6か月から7歳6か月未満(標準は3歳から) (Ⅱ期)9歳から13歳未満 ※経過措置の方はお問い合わせください。
二種混合	11歳から13歳未満
ヒトパピローマウイルス	12歳から16歳(小学6年生から高校1年生相当)の女子

子どもアシスト119

図 健康推進課 親子まんなか係 ☎42-1287

新ひだか町では、持病を持つお子さんが安全・安心に過ごせるよう、消防署にお子さんの情報を事前登録し、万が一の際の救急搬送時に情報共有が円滑にできるよう、「新ひだか町子どもアシスト119」があります。持病を持つお子さんが安心して町内で過ごせるよう、ぜひご利用ください。

●対象者

- ・新ひだか町に住民票がある、下記の持病を持つお子さん(15歳まで)で、登録を希望する方<対象となる持病の例>
- ・医療的ケアが必要なお子さん(呼吸器・酸素等の使用)
- ・けいれん発作が重症化しやすいお子さん
- ・アレルギーのためエピペンを処方されているお子さん
- ・その他、医師より必要があると判断されたお子さん

●登録方法

- ・保護者の方、または代理の方が届出してください。
- ・「新ひだか町子どもアシスト119登録証」を発行し登録とします。

●登録に必要な物

- ①親子(母子)健康手帳
- ②新ひだか町子どもアシスト119登録申請書(登録の際に記入して頂きます。)

●その他

- ・この制度の対象地区は、日高中部消防組合消防署・三石支署の管轄です。
- ・転居や医療機関の変更等登録情報に変更がある場合は、その都度、上記までご連絡ください。登録情報については、15歳を過ぎた時点で削除いたします。
- ・登録申請後に消防署から直接保護者の方へ、登録情報の確認のための連絡をする場合がありますので対応お願いいたします。
- ・必要に応じて、消防署や病院など関係機関と連携しサポートいたします。

ブックスタート事業

図 新ひだか町図書館(本館) ☎42-4212

三石分館 ☎33-2051

新ひだか町では、乳幼児健診(4か月児)時に、絵本2冊が入ったブックスタート・パックを対象の乳幼児とその保護者にお渡ししています。

また、パックに同封している「赤ちゃんにおすすめえほん」「1・2さいにおすすめのえほん」では、図書館にある、赤ちゃんとお母さんとのコミュニケーションに、ぜひお役立てください。

木のおもちゃ事業～自然からの贈り物～

図 配布について 健康推進課 保健指導係 ☎42-1287

製品について 三石庁舎 水産林務課 ☎33-2114

新ひだか町では、町内在住のお子さんの成長を応援する目的で、乳幼児健診時に地元産材による「木の輪(4か月児)」・「積み木(10か月児)」を対象のお子さんにプレゼントしています。

町内産の木製のおもちゃを使ってもらうことにより、家庭内で木の温もり親しみを感ずることができ、自然環境を守ることの大切さも感じてもらいます。